発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

〈告　示〉　ページ
○身体障害者関係医師の指定　一
○結核指定医療機関の指定　一
○土地改良事業計画の適否決定　一
○道路の区域変更及び供用開始　二
○　右　同　二
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧　三
○道路の位置指定　三
○昭和六十三年奈良県告示第百八十五号（歳入の徴収事務の委託）の一部改正　三
〈公　告〉
○ふぐ処理師試験の実施　三
○砂利採取業務主任者試験の実施　五
○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告　五
○開発行為に関する工事の完了　六
〈選挙管理委員会公告〉
○奈良県知事選挙における立候補予定者に対する説明会の開催　六
〈正　誤〉
○平成十五年八月二十七日付け奈良県公報号外第二十五号正誤表　七

告　示

奈良県告示第二百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
川野貴弘	町立大淀病院	吉野郡大淀町大字下渕三五三番地の一	内科（心臓機能障害）	平成十五年八月二十九日

奈良県告示第二百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

名称	所在地	指定年月日
木村薬局	大和郡山市高田町八二―一	平成十五年八月十三日

奈良県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十五年九月四日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所

当麻町長 安川　正雄	水と農地活用促進事業 （農道整備） 加守地区	平成十五年九月十六日から同年十月六日まで 当麻町役場	
当麻町長 安川　正雄	水と農地活用促進事業 （農道整備） 大畑地区	平成十五年九月十六日から同年十月六日まで 当麻町役場	
当麻町長 安川　正雄	水と農地活用促進事業 （農道整備） 当麻地区	平成十五年九月十六日から同年十月六日まで 当麻町役場	
当麻町長 安川　正雄	水と農地活用促進事業 （農道整備） 竹内地区	平成十五年九月十六日から同年十月六日まで 当麻町役場	

奈良県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　道路の種類　県道

二　路線名　桜井吉野線

三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
3	桜井市大字八井内二七一番一先から桜井市大字飯盛塚一〇番一先まで	前	A	二・八～九・六	一八五・〇
7	桜井市大字飯盛塚二番一先から桜井市大字飯盛塚八番一先まで	後	B	二・八～九・五	九六・〇
	桜井市大字八井内二七一番一先から桜井市大字飯盛塚一〇番一先まで	後	C	八・六～七五・〇	一八五・〇

四　供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五　供用開始年月日

平成十五年九月十六日

奈良県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　道路の種類　県道

二　路線名　桜井吉野線

三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
3　7	桜井市大字鹿路二三番一先から吉野町大字西谷一二八二番一先まで	前 A	三・七～三一・〇	三、七三八・〇	うち鹿路トンネル五七〇・〇メートル
	桜井市大字多武峰五二三番一先から吉野町大字西谷一二八二番一先まで	後 B	三・五～七八・〇	三、六四五・二	うち鹿路トンネル五七〇・〇メートル
	桜井市大字鹿路二三番一先から吉野町大字西谷一二八二番一先まで	後 C	一一・〇～六〇・〇	二、六九五・二	うち新鹿路トンネル二、四六六・〇メートル

四　供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五　供用開始年月日

平成十五年九月十七日

奈良県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和高田市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

奈良県告示第二百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　指定の場所（平成十五年八月二十五日現在の地番による。）

生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目一三二四番地ノ六、一三二四番地ノ八及び一三二四番地ノ九

二　申請者氏名　綿谷勝一郎　綿谷孝子

三　申請者住所　生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目一〇番三三号

四　道路の幅員　四・〇〇メートル

五　道路の延長　二八・九七メートル

六　指定年月日　平成十五年九月一日

七　指定番号　郡土第一五一二号

奈良県告示第二百六十八号

昭和六十三年六月奈良県告示第百八十五号（歳入の徴収事務の委託）の一部を次のように改正し、平成十五年九月一日から適用する。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一の1中「手数料」の下に「並びに第五条第二項に規定する手数料」を加える。

公　告

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号。以下「条例」という。）第七条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　試験の日時及び場所

1　日　時　学科試験　平成十五年十一月二十一日（金曜日）午前十時から
　　実地試験　平成十五年十一月二十七日（木曜日）午前九時から

2　場　所　学科試験　奈良市登大路町三八－一　奈良県中小企業会館
　　実地試験　奈良市西木辻町一九一－二　奈良調理短期大学校

二　試験科目

1　学科試験

㈠　ふぐに関する衛生法規

㈡　ふぐに関する食品衛生学

2　実地試験

㈠　ふぐの種類及び臓器の鑑別

㈡　ふぐの処理に関する実技

三　受験願書の提出期間、提出先及び提出方法

1　提出期間

平成十五年十月十四日（火曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

2　提出先

㈠　現に県内においてふぐの処理に従事している者又は県内に住所地を有している者は、そのふぐの処理に従事する施設の所在地又は住所地を管轄する次に掲げる保健所の長へ提出してください。

受付場所	所在地	管轄区域
奈良県葛城保健所	大和高田市大中九八－四	大和高田市、御所市、香芝市及び北葛城郡
奈良県桜井保健所	桜井市粟殿一〇〇〇	橿原市、桜井市、高市郡、磯城郡及び宇陀郡
奈良県郡山保健所	大和郡山市植槻町三－一六	大和郡山市、天理市、生駒市、添上郡、山辺郡及び生駒郡
奈良県吉野保健所	吉野郡下市町新住一五－三	吉野郡大淀町、下市町、吉野町、東吉野村、天川村、黒滝村、川上村、上北山村及び下北山村
奈良県内吉野保健所	五條市本町三－一－一三	五條市、吉野郡西吉野村、大塔村、十津川村及び野迫川村
奈良市保健所	奈良市西木辻町二〇〇－四六	奈良市

㈡　現に県内においてふぐの処理に従事していない者であって県内に住所地を有していないものは、奈良県福祉部健康局生活衛生課（奈良市登大路町三〇番地）に提出してください。

3　提出方法

受験者が直接持参してください。

四　受験資格

条例第八条の規定による資格がある者

五　提出書類

1　受験願書　ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号）第五号様式によるもの

2　添付書類

㈠　履歴書

㈡　受験資格を証明する書類

㈢　写真（出願前三月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・五センチメート

ルの無帽、かつ、正面上半身のもの）二枚

六　受験手数料

六千三百円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）

七　受験票の交付等

１　受験願書を受理したときは、受験票を本人に交付します。

２　受験票のある者だけが、試験場に入ることができます。

八　合格発表

平成十五年十二月十日（水曜日）午後一時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

九　合格証の交付

合格者には、合格証を交付します。

十　その他

この試験についての問い合わせは、奈良県福祉部健康局生活衛生課、奈良県葛城保健所、奈良県桜井保健所、奈良県郡山保健所、奈良県吉野保健所、奈良県内吉野保健所及び奈良市保健所において受け付けます。

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　試験日時及び場所

１　試験日時　平成十五年十一月十四日（金）午前十時から正午まで

２　場所　橿原市北八木町三－六五－五　奈良県橿原文化会館

二　試験科目

１　砂利の採取に関する法令

２　砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三　受験願書の受付期間及び提出先

１　受付期間

平成十五年九月二十九日（月）から同年十月二十四日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とします。

２　提出先

受験願書は、知事あてとし、奈良市登大路町三〇番地奈良県生活環境部風致保全課へ提出してください。

四　提出書類

１　受験願書

砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九のとおりです。

２　写真

一枚。手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。

五　受験手数料

八、〇〇〇円（受験手数料に相当する額の奈良県収入証紙を受験願書にはり付けてください。）

六　合格者の発表

平成十五年十一月二十五日（火）（予定）とします。合格者には合格の通知をし、県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示します。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十五年九月十二日から平成十六年一月十三日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　キリン堂高田神楽店

所在地　大和高田市大字神楽二五番一

二　変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ベターライフ　大和高田店

（変更後）キリン堂高田神楽店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	名　称	代表者	住　所
（変更前）	株式会社ベターライフ	佐藤　一郎	大阪府堺市南清水町二の三の一一
（変更後）	株式会社キリン堂	寺西　忠幸	大阪府吹田市江坂町一の二二の二六

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻　午前十時　閉店時刻　午後七時

（変更後）開店時刻　変更なし　閉店時刻　午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後七時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から午後十時三十分まで

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）一、八四九平方メートル

（変更後）一、四五〇平方メートル

三　届出年月日

平成十五年九月一日

四　縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五　縦覧期間

平成十五年九月十二日から平成十六年一月十三日まで

六　縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十五年九月十二日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号

平成十五年五月三十日第七二一九号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成十五年九月三日第五八九六号

公共施設に関する工事の検査済証　平成十五年九月三日第三七八二号

三　開発区域に含まれる地域

橿原市四条町八一〇番地ノ一及び八一〇番地ノ二

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市田園二丁目二番地ノ一

株式会社井上地所

代表取締役　井上猛

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　橿原市四条町八一〇番地ノ一及び八一〇番地ノ二の各一部

下水道　橿原市四条町八一〇番地ノ一及び八一〇番地ノ二の各一部

選挙管理委員会公告

平成十五年十一月九日執行予定の奈良県知事選挙において立候補を予定する者に対し、立候補の手続等について、次により説明会を開催します。

平成十五年九月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長　田　中　義　雄

一　日時　平成十五年九月二十六日（金）午後二時から

二　場所　奈良市鍋屋町一五　共済会館やまと

正誤

平成十五年八月二十七日付け奈良県公報号外第二十五号正誤表

ページ	段	行	誤	正
二	下	八	改める。	改正する。

【定　価】　一か月　千五百円　一部売り　一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。

発　行

奈　良　県

奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一㈹

印　刷

株式会社　春　日

奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七二二二㈹